

鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成28年鈴鹿市条例第28号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共の場所)

第2条 条例第2条第4号の規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 市が設置し、又は管理する施設
- (2) 道路に準ずる通路
- (3) 広場
- (4) ごみ集積所

(設置運用基準に定める事項等)

第3条 条例第4条前段の設置運用基準には、次に掲げる事項について定めなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置目的
- (2) 防犯カメラの設置台数
- (3) 防犯カメラの設置場所
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域
- (5) 防犯カメラの設置年月日
- (6) 防犯カメラを設置している旨及び設置者の名称の表示に関する事項
- (7) 設置者、管理責任者及び取扱者に関する事項
- (8) 管理責任者の責務に関する事項
- (9) 画像データの保存期間、保存方法及び破棄方法
- (10) 画像データの利用及び提供に関する事項
- (11) 画像データの開示に関する事項
- (12) 市民等からの意見等への対応に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、防犯カメラの適正な設置及び運用に必要な事項

2 条例第4条前段の規定による届出は、設置者が当該届出に係る防犯カメラを設置しようとする日の14日前までに、設置運用基準届出書（第1号様式）により行う

ものとする。

3 条例第4条後段の規定による届出は、設置者が同条の規定により届け出た内容を変更しようとする日の14日前までに変更後の設置運用基準に設置運用基準変更届出書（第2号様式）を添えて、行うものとする。

（設置運用基準の廃止の届出）

第4条 設置者は、設置運用基準に定める全ての防犯カメラを廃止したときは、その廃止した日から14日以内に設置運用基準廃止届（第3号様式）を市長に提出するものとする。

（画像データの保存期間）

第5条 条例第8条第2項第4号の規則で定める保存期間は、画像データを記録した日から30日を超えない範囲内において設置者が定める期間とする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

（勧告）

第6条 条例第11条第2項の規定による勧告は、防犯カメラの設置及び運用に関する勧告書（第4号様式）により行うものとする。

（公表）

第7条 条例第12条第1項の規定による公表（以下「公表」という。）は、次に掲げる事項を鈴鹿市公告式条例（昭和25年鈴鹿市条例第78号）第2条第2項の掲示場に掲示して行うほか、市のホームページに掲載して行うものとする。

（1） 条例第11条第2項の規定による勧告に従わなかったものの住所又は所在地及び氏名又は名称及び代表者の氏名

（2） 事実の経緯

2 市長は、公表を行うときは、その公表を行う日の30日前までに防犯カメラの設置及び運用に関する公表通知書（第5号様式）により、設置者又は管理責任者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けたものは、当該通知の内容に対して意見があるときは、公表を行う日の10日前までに意見書を市長に提出するものとする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

設置者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話番号

設置運用基準届出書

設置運用基準を定めたので、鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

設置運用基準の名称	
策定年月日	年 月 日
管理責任者	住所 氏名 電話番号
設置予定台数	箇所 台

添付資料

- 1 設置運用基準
- 2 防犯カメラの設置場所、撮影対象区域及び設置の表示場所を記載した図面

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

設置者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話番号

設置運用基準変更届出書

年 月 日付けで提出した設置運用基準の内容を変更したので、
鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則第3条第3項の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

設置運用基準の名称	
変更年月日	年 月 日
変更する事項	変更前
	変更後
変更する理由	

添付資料

- 1 変更後の設置運用基準
- 2 変更後の防犯カメラの設置場所，撮影対象区域及び設置の表示場所を記載した図面

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

設置者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話番号

設置運用基準廃止届

年 月 日付けで提出した設置運用基準に定める全ての防犯カメラを廃止したので、鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

設置運用基準の名称	
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	

第4号様式（第6条関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

防犯カメラの設置及び運用に関する勧告書

鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則第6条の規定により、
下記のとおり勧告します。

記

勧告の内容	
勧告の理由	

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

防犯カメラの設置及び運用に関する公表通知書

年 月 日付け鈴 第 号で必要な措置を講じるよう勧告
しましたが、不履行のため、鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規
則第7条第2項の規定により、下記のとおり公表することを通知します。

なお、公表することについて意見がある場合は、公表を行う日の10日前まで
に意見書を提出してください。

記

設置者又は管理責任者	住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名
事実の経緯	
公表を行う日	年 月 日